

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定を申請される方へ」

【対象中小企業者】新型コロナウイルス感染症に起因して経営安定に支障を生じている中小企業者

- ① 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいること、または、営んでいる事業の属する細分類業種が全て指定業種である（かつ保険の対象としていない業種・業態ではない）ことが確認でき、最近1か月間の企業全体の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-④, ⑦, ⑧, ⑨)】
- ② 主たる業（原則、売上に占める割合が最も多い業）が指定業種に属する事業であり、最近1か月間の主たる業に関する売上高等と企業全体の売上高等が前年同期比で共に5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で共に5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-⑤, ⑩, ⑪, ⑫)】
- ③ 1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の最近1か月間の売上高等の前年同期からの減少額等が前年同期の企業全体の売上高等に対して5%以上の影響を与えており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比の企業全体の売上高等に対して5%以上の影響を与えていること。併せて企業全体の最近1か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-⑥, ⑬, ⑭, ⑮)】

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は全て提出していただきます。控えが必要な場合は御自身で写しを取ってから申請してください。

1. 認定申請書…**2枚**（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）
2. 最近1か月及び前年同期1か月とその後2か月の残高試算表の写し、及び最近1か月に続く2か月の売上見込みが確認できる資料

残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の写し（販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要。別紙の様式例参照）。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその写し

※ 兼業の場合は、**業種ごとの売上高等**を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。千円単位の資料を提出される場合には、「〇〇〇千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が5%未満の場合に切上げ等を行い5%にすることはできません。

【最近1か月】とは、申請月の前月または前々月です

3. 直近の法人税確定申告書（納税地・納税者名及び税務署受領（期限内申告）の確認をするため、**電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」**を必ず添付してください）

法人の場合：前期法人税確定申告書の写し（別表一(一)のみで可、**注1**参照）

個人の場合：前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可）

4. 履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から3か月以内のもの。本店登記地が川崎市内であること。
5. 許認可証等の写し…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し（運送業、建設業、飲食業等）
6. 事業報告書等の写し（NPO法人の場合）

注1 業種の確認するために**前期確定申告書（全て、写し可）**、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料を御用意ください。確認後返却いたします。

注2 兼業となるか不明な場合は認定窓口へお問い合わせください。

注3 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）を御用意ください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。なお、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：544-1846 FAX：544-3263

（幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR・京急 川崎駅下車））

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：812-1112 FAX：812-2075

（高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR・東急 溝口駅下車））

※法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください。本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。